

令和 8年度情報公開資料

1. 定款
2. 役員等名簿
3. 報酬等の支給の基準

※上記以外は「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」により公表しております。

定 款

社会福祉法人 広島修道院

社会福祉法人 広島修道院設立趣意書

茲^{こゝ}に設立しようとする社会福祉法人広島修道院は児童福祉法に依る乳児院及び養護施設を経営するものでありますが、設立代表者たる北村孝義がこれまで経営して来た私立広島修道院の全施設を寄付して、社会福祉法人に改組するものであります。

この修道院施設は北村孝義の先代藤三郎が私財を投じて旧浅野藩学の儒者山田養吉と相謀^{はか}って、明治 22 年当時義務教育制度も、亦何^{またなん}等社会立法もなかった事で偶々、飢饉あり惻隱^{そくいん}の情から創始したもので、その名称は当初修道学会に始まり、明治 28 年に修道学院と改め又明治 31 年 5 月に孤貧児収容の部を広島孤児院と名付け即ち、夜間貧児教育の部の二ツ事業を行って参ったのでありますが、その後義務教育制度も確立したことから大正 4 年 4 月夜間学校を廃止の際、一方の孤児院なる名称は対社会的に又、収容児童教化上、弊害ありと認め、修道院と改称するに至ったわけであります。斯^かくのごとき沿革を有し、又事業の推移変遷を経て創業以来 60 年の歳月を閲^みし聊^{いささ}か薄幸児童の教育と救済のために寄与して来たと自負するものでありますが、不幸にして昭和 20 年 8 月 6 日原爆によって永年拮据^{きつぎよ}経営の所産である全施設を烏有^{うゆう}に帰したのであります。幸いに全院児は直前安佐郡日浦村に疎開させていたので一人の死傷者も出さなかった事は不幸中の幸であったのであります。

終戦後社会は混乱に陥^{おち}入り、道義は地に落ち極度に食料物資は不足を告げ、一面廢墟の跡に復興計画のことなど言語に絶する苦難を経験したことでありますが、此時^{このとき}北村孝義私有の山林土地を売却して得た資金に、親族知己等の寄付金と国庫よりの特別緊急援護費 15 万円を加えて応急施設を実施し急場の間に合わせる事が出来たのであります。而^しかもその頃は共同募金制度のため一般寄付募集が禁止せられて居たので本格的な施設の充実は到底不可能で、児童福祉法が命ずる最低基準程度の設備をすら有することも出来なかったのであります。終戦後の斯種^{ししゆ}児童の激増する趨勢^{すうせい}に即応して施設を改善充実することは焦眉^{しょうび}の急を要する事態となっていたのであります。昭和 23 年 4 月に児童福祉法が又同 26 年 4 月には社会福祉事業法が制定せられ、斯種^{ししゆ}事業に対する国家的援助の道が開かれる事になったことでもあり愈々^{いよいよ}事業施設の完璧を期し一面北村故父創業者の遺志を尊重し、永久に斯業^{しぎよう}を世に残し、社会福祉に寄与いたしたいと念願するところあり、此度^{こたび}北村私有の広島修道院全施設を寄付し社会福祉法人広島修道院を設立するものであります。

第1章総則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

(イ) 乳児院の経営

(ロ) 児童養護施設の経営

(2) 第2種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 子育て短期支援事業の経営

(ハ) 児童家庭支援センターの経営

(ニ) 児童自立生活援助事業の経営

(ホ) 社会的養護自立支援拠点事業の経営

(ヘ) 親子関係形成支援事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人広島修道院という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域における日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を広島市東区尾長西二丁目8番1号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係があるもの（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が40万円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) 解散
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名の計3名がこれに署名し又は記名押印しなければならない。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができることとし、もって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事(以下「常務理事」という。)とする。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係があるものを含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 20 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 21 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事または監事の後任として選任された理事または監事の任期は、退任した理事または監事の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 22 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 23 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職 員)

第 24 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 25 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 26 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 27 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し又は記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 30 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 31 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の承認の決議及び評議員会の承認を得て、広島市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、広島市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 32 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第 33 条 この法人の事業計画書及び、収支予算書を記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- （1）事業報告
 - （2）事業報告の附属明細書
 - （3）貸借対照表
 - （4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - （5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - （6）財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- （1）監査報告
 - （2）理事及び監事並びに評議員の名簿
 - （3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - （4）事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、広島市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を広島市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人広島修道院の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	北 村 孝 義
理 事	松 本 勝太郎
同	秦 野 楠 雄
同	安 岡 静四郎
同	今 田 秀 夫
同	小 田 武 夫
同	梶 川 澄 子
同	安 田 鈴 子
監 事	堀 岡 智 明

附 則 （平成 29 年 1 月 23 日 広島市長認可）

この定款の変更は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 （令和 5 年 1 月 4 日 広島市長認可）

この定款の変更は、広島市長の変更認可があった日から施行する。

附 則 （令和 6 年 3 月 6 日 広島市長認可）

この定款の変更は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 6 年 6 月 27 日 広島市長届出）

この定款の変更は、令和 6 年 6 月 20 日から施行する。

別表

種類	所在	地番	地目	面積 m ²
土地	広島市東区尾長西二丁目	556-8	宅地	19.47
	広島市東区尾長西二丁目	556-9	宅地	17.49
	広島市東区尾長西二丁目	559-3	宅地	56.01
	広島市東区尾長西二丁目	1135-2	宅地	35.99
	広島市東区尾長西二丁目	1135-5	宅地	33.14
	広島市東区尾長西二丁目	1142-2	宅地	21.03
	広島市東区尾長西二丁目	1142-8	宅地	59.21
	広島市東区尾長西二丁目	1143-2	宅地	18.60
	広島市東区尾長西二丁目	1143-3	宅地	85.95
	広島市東区尾長西二丁目	1144-1	宅地	1.36
	広島市東区尾長西二丁目	1145-1	宅地	1,885.10
	広島市東区尾長西二丁目	1145-2	宅地	75.91
	広島市東区尾長西二丁目	1146-1	宅地	674.54
	広島市東区尾長西二丁目	1146-2	宅地	1,503.19
	広島市東区尾長西二丁目	1146-4	宅地	172.41
	広島市東区尾長西二丁目	1146-9	宅地	18.94
	広島市東区尾長西二丁目	1146-10	宅地	98.13
	広島市東区尾長西二丁目	1147	宅地	136.36
	広島市東区尾長西二丁目	1148	宅地	505.64
	広島市東区尾長西二丁目	1149	宅地	88.42
	広島市東区尾長西二丁目	1150-1	宅地	103.80
	広島市東区尾長西二丁目	1153-1	宅地	112.63
	広島市東区尾長西二丁目	1154-1	宅地	256.82
	広島市東区尾長西二丁目	1155	宅地	123.95
	広島市東区尾長西二丁目	1156	宅地	286.82
	広島市東区尾長西二丁目	1157	宅地	84.33
	広島市東区尾長西二丁目	1158-1	宅地	160.42
	広島市東区尾長西二丁目	1158-2	山林	266.00
	広島市東区尾長西二丁目	1159-1	宅地	34.44
	広島市東区尾長西二丁目	1159-3	宅地	201.04
	広島市東区尾長西二丁目	1160-1	宅地	1,138.74
	広島市東区尾長西二丁目	1160-2	宅地	3,639.70
	広島市東区尾長西二丁目	1160-3	宅地	232.28
	広島市東区尾長西二丁目	1160-7	宅地	51.17
	広島市東区尾長西二丁目	1163-2	宅地	395.16
	広島市東区尾長西二丁目	1163-4	山林	1.34
	広島市東区尾長西二丁目	1164-1	宅地	1,277.86
	広島市東区尾長西二丁目	1170-2	宅地	92.80
	広島市東区尾長西二丁目	1170-4	宅地	140.81
	広島市東区尾長西二丁目	1170-7	宅地	1.48
	広島市東区尾長西二丁目	1170-10	宅地	61.52
	広島市東区尾長西二丁目	1177-17	宅地	181.61
	広島市東区尾長西二丁目	1177-18	宅地	184.51
	広島市東区尾長西二丁目	1177-19	宅地	180.11
	広島市東区尾長西二丁目	1177-20	宅地	180.74
	広島市東区尾長西二丁目	1177-46	宅地	0.55
	広島市東区尾長西二丁目	1177-47	宅地	1.94
	合計			14,899.46

種類		所在	地番	家屋番号	構造	棟数	面積 m ²
建物	事務所	広島市東区尾長西二丁目	1146-1	1160-2-1	鉄筋コンクリート造ルー フィング葺 地下1階付 2 階建	1	840.23
			1146-10				
			1147				
			1160-1				
			1160-2				
	乳幼児寮	広島市東区尾長西二丁目	1160-1	1160-1	鉄筋コンクリート造ルー フィング葺 3 階建 (附属建物 木造合金メッキ 鋼板葺 2 階建)	1	1,518.08
			1160-2				
			1160-3				
			1160-7				
			1164-1				
	児童寮	広島市東区尾長西二丁目	1159-3	1160-2-2	鉄筋コンクリート造ルー フィング葺 2 階建	1	1,856.23
			1160-2				
			1160-3				
	寮	広島市東区尾長西二丁目	1145-1	1145-1	鉄筋コンクリート造ルー フィング葺 3 階建	1	555.11
	乳幼児寮	広島市東区尾長西二丁目	1160-1	1160-1-2	鉄骨造スレート葺 2 階建	1	337.36
			1160-7				
			1164-1				
児童養護 施設	広島市東区尾長西二丁目	1177-17	1177-17	鉄筋コンクリート造陸屋 根 3 階建 (附属建物 車庫 鉄筋コンク リート造陸屋根平家建)	1	926.31	
		1177-18					
		1177-19					
		1177-20					
合計					6,033.32		

施設整備等積立資産	
預金種別	金額 (単位: 円)
大口定期預金	100,000,000
	100,000,000
	100,000,000
	100,000,000
	100,000,000
	160,000,000
合計	660,000,000

社会福祉法人 広島修道院
役員一覧表

R8.6.24

◇ 評議員

氏名
川平 伴勅
唐津 美子
野村 怜子
西川 雅子
山下 喜史
篠原 敦子
宇敷 久美子
坂本 伸二

8

◇ 理事

氏名
中島 充人
市川 太一
藤原 久美子
藤本 圭子
山村 拓哉
兼光 一之

6

◇ 監事

氏名
中島 達夫
平松 一尚

2

評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人広島修道院(以下「この法人」という。)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴う旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 評議員及び役員に報酬等を支給することができる。

- 2 評議員の報酬については、定款第9条に定める金額の範囲内で、評議員会の出席等、その都度支給することができる。
- 3 常勤役員については、報酬等を支給する。
- 4 非常勤役員の報酬については、評議員会及び理事会の出席等、その都度支給することができる。
- 5 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者については、本規程に定める役員報酬は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 評議員及び役員の報酬等の額は、次のとおりとする。

(1) 評議員

評議員の報酬は定款第9条に定める金額の範囲内で、別表1に定める額を支給する。

(2) 常勤役員

ア 常勤役員の報酬は月額とし、別表2に定める一人当たりの月額及び年度総額の範囲内において評議員会で決定する。

イ 実績に応じて通勤手当を支給することができる。支給額については、職員給与規程の例による。ただし、税法上の非課税額を限度とする。

ウ 退職手当及びこれに準ずる手当は、支給しない。

(3) 非常勤役員

非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等への出席の都度、別表3に基づき支給する。

(支給日)

第5条 常勤役員の報酬等は、給与規程に定める職員への支給日と同一とする。

2 評議員及び非常勤役員の報酬は、出席等の都度、支給する。

(費用)

第6条 評議員及び役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用について支払うものとする。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃は、それぞれの路程に応じた旅客運賃とする。

(2) 車賃は、陸路（鉄道を除く）の路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額とする。

(3) 日当は、出張の日数に応じ1日当たりの定額とする。

(4) 宿泊料は、出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額とする。

(5) 車賃、日当、宿泊料の定額は別表4に定める。

3 費用弁償は、最も経済的な普通の経路及び方法により出張した場合の費用により計算する。

4 用務の必要上又は天災その他やむを得ない事情により前項によって出張しがたい場合には、現実に出張した経路及び方法により計算する。

5 出張における特別の事情又は出張の性質上規程に定める費用の弁償をすることができない場合には、その費用を調整して弁償する。

(公表)

第7条 この規程をもって、社会福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第21号による改正後の社会福祉法)第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別途定めるものとする。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附則

条文改正 平成 30 年 6 月 21 日付

1 第 4 条第 1 項第 3 号 一部改正

2 別表 3 一部改正

附則

条文改正 令和元年 6 月 22 日付

第 3 条第 5 項 追加

附則

条文改正 令和 7 年 6 月 21 日付

別表 4 一部改正

(別表 1)

評議員の報酬 評議員会出席の都度 一人一律 10,000 円

(別表 2)

常勤役員の報酬

(単位：円)

役職	報酬月額(一人当たり)上限額	年度総額(一人当たり)上限額
理事長	600,000	7,200,000
常務理事	550,000	6,600,000

(別表 3)

非常勤役員の報酬

(単位：円)

役職		報酬日額
理事(非常勤)		10,000
監事	理事会等	10,000
	監査等	20,000

(別表 4)

車 賃		1 キロメートルにつき 37 円
日 当		2,600円
宿 泊 料	甲 地	13,500 円
	乙 地	12,100 円

- ※ 甲 地 東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、
神戸市、福岡市、北九州市、川崎市
- 乙 地 甲地以外の地方